

以下については、個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されています。

- 都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける車両の制限に係る道路標識の設置場所
(道路法第47条の4第2項)

- 都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識の設置場所で、自動車専用道路の入口以外の場所
(道路法第48条の11第2項)

- 都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識の設置場所で、自転車専用道路等の入口以外の場所
(道路法第48条の15第4項)